

16 高齢者福祉サービス等

高齢者を対象とした生活支援等のサービスとして、次の事業を行っています。

また、このほか民間事業所等で行われている有料サービスについては、各地域包括支援センターへ（51ページ参照）お問合せをいただければ情報提供いたします。

《相談窓口》★ 下記の①から次ページの⑥の各サービスについては、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（51ページ参照）が窓口となりますので、ご相談ください。
担当者が訪問、聞き取りなどで状況を確認させていただいたうえで、市が利用可否の決定を行います。

①緊急通報システム

急病など緊急時の通報や、医療、保健、福祉や日常生活に関する相談をすることができる緊急通報装置を自宅に設置し、見守りをを行います。

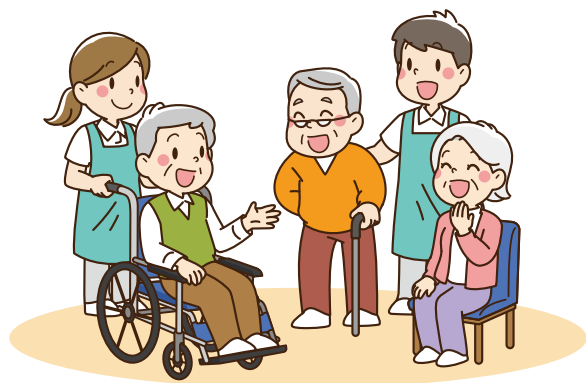


- 対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らしの方などで、慢性疾患等により日常生活上で注意が必要な方ほか
- 利用料：介護保険料区分第1～第3段階の方…無料
介護保険料区分第4段階以上の方…1か月 400円

②生活支援短期宿泊サービス

在宅生活が一時的に困難となった場合に、短期の宿泊により、生活習慣等の指導や体調調整を行います。

- 対象者：おおむね65歳以上で、緊急またはやむを得ない事情で一時的に在宅での生活が困難となった方
- 利用料：1日当たり 900円（食費は実費負担）
- 利用限度：1回の利用日数は原則7日以内、年間14日以内



③配食見守り支援サービス

バランスのとれた配食サービスの提供と、その際の利用者の安否確認を行います。

- 対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らし、または75歳以上の高齢者のみの世帯で、病気等の理由で調理ができず、栄養改善が必要な方
- 利用料：1食あたり510円以内 治療食は50円追加
(介護保険料区分第1～第3段階の方については減額あり)
- 利用限度：1日1食まで



④日常生活用具の給付

自動消火器、電磁調理器、火災警報器（設置義務箇所への設置を除く）を支給し、在宅生活の支援を行います。

- 対象者：おおむね65歳以上の方で、心身機能の低下等により防火等に配慮が必要な方
- 利用料：介護保険料区分により負担額決定

⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス

使用されている布団や毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。

- 対象者：介護保険料区分第1～第3段階で、おおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、寝具の衛生管理が難しい方
- 利用料：無料
- 利用限度：原則年1回

その他 高齢者の見守り活動

■ 友愛訪問活動促進事業

在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、自治会または民生委員・児童委員担当地区単位に、見守り訪問グループを結成し、対象に適した見守り訪問活動を実施します。

- 問合せ：山口市社会福祉協議会（TEL 083-924-0543）

■ ふれあい型給食サービス事業

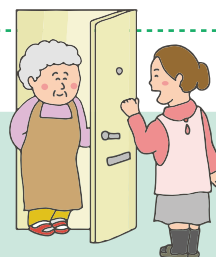
地域の団体が中心となって、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に定期的に給食サービスの提供を行い、ふれあいの中で安否確認を行います。

- 問合せ：山口市社会福祉協議会（TEL 083-924-0543）

■ 高齢者そっと見守り活動事業

民間事業者と連携し、異変のある高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行います。高齢者等を見守る体制を確保します。

- 問合せ：山口市高齢福祉課（TEL 083-934-2793）



《申請窓口》★ 下記の⑥から⑨の申請窓口等は、各総合支所（高齢福祉課、総合サービス課）、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び徳地・阿東各分館、大海総合センター（但し⑨の取扱を除く）が窓口となります。

⑥はり・きゅう施術費の助成

申請により、はり・きゅうの施術費の一部を助成する利用者証・助成券をお渡しします。

- 対象者：国保用……国民健康保険被保険者の方（保険年金課）
高齢者用…国保以外で70歳以上の方（高齢福祉課）
（当該年度において70歳に達する者を含む。）
- 申請手続：本人確認書類を持って上記の窓口にお越しください。
- 助成内容：はり、きゅうのいずれか（1術） 各1回 1,000円
はり、きゅうの両方（2術）
（利用できる施術所の一覧をお渡しします。）
- 利用限度：1日に1回、1か月に5回まで



⑦山口市タクシー利用券(旧:おでかけサポートタクシー利用券)の交付

申請により、タクシー料金の一部を助成する利用券をお渡しします。

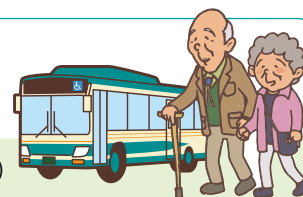
- 対象者：介護保険の要支援、要介護認定を受けた方、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者で、山口市タクシー利用券(旧:福祉タクシー利用券)【※】やグループタクシー利用券の交付を受けていない方
- 申請手続：介護保険証(代理申請の場合は代理人の本人確認書類が必要)を持って上記の窓口にお越しください。
- 助成内容：1枚200円の利用券(60枚綴り)を年度内1冊限り
（利用できるタクシー会社の一覧をお渡しします。）
- 利用限度：1乗車で2枚使用可。ただし、料金が1,000円を超える場合は3枚まで、以降は500円を超えるごとに1枚追加使用ができます。

※障がいの認定を受けられた方を対象とする同様の制度で、そちらが優先となります。

⑧敬老福祉優待バス乗車証の交付

高齢者に、市内バス路線を利用できる乗車証を交付します。

- 対象者：70歳以上の方（当該年度において70歳に達する者を含む。）
- 助成内容：市内1乗車100円
- ※「市内」および「市内から市外」、「市外から市内」へのバス利用時にご利用いただけます。
転入された方へは、転入された翌月の上旬に郵送します。



⑨救急サポート安心キットの配布

急病などの緊急時に備え、医療情報や緊急連絡先などを記入し、冷蔵庫等に保管しておく専用容器一式を、申請により無料でお渡しします。

- 対象者：65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯等で、健康上不安のある方など

《申請窓口》★ 下記の⑩⑪の申請手続き等は、各総合支所（高齢福祉課、介護保険課、総合サービス課）が窓口となります。

⑩介護用品の支給

紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを限度額まで現物支給（利用券送付）し、在宅生活の支援を行います。

- 対 象 者：介護保険料区分第1～第3段階で、介護保険の要介護認定を受けた常時失禁のある在宅高齢者
- 利用限度額：要介護1～3の方 …………… 1か月2,500円
要介護4,5の方 …………… 1か月5,000円
- 問 合 せ：高齢福祉課（TEL 083-934-2792）

⑪家族介護慰労金の支給

介護保険のサービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

- 対 象 者：要介護3以上の要介護認定者を1年間を通じて、介護サービスを利用せず在宅で介護している家族（要介護者・介護している家族とも市町村民税非課税世帯であり、介護保険料の滞納がないこと）
※年間10日以内の介護保険サービスの利用、福祉用具購入、福祉用具貸与、住宅改修の利用は除く。医療機関への入院日数が90日以内であること。
- 支 給 額：10万円
- 問 合 せ：介護保険課（TEL 083-934-2795）

介護サービス相談員派遣事業 とは？

介護サービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図るため、介護サービス相談員が介護サービスを提供している事業所等を訪問し、利用者の疑問や不満、不安にきめこまやかに対応するとともに、利用者と事業所等との橋渡しを行っています。

訪問を受けた事業所等からは、「職員ではなかなか気づくことのできない利用者の思いを知ることができ、今後のサービスの提供に向けて大変参考になった」という声などが寄せられています。

